

## 養父市国家戦略特別区域会議（第6回） 議事要旨

---

1. 日時 平成28年10月13日（木）17:00～17:32
2. 場所 中央合同庁舎8号館 8階特別大会議室
3. 出席
  - 山本 幸三 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
  
  - 広瀬 栄 養父市長
  
  - 藤田 彰 株式会社Amnak 代表取締役
  - 辻村 肇 ナカバヤシ株式会社 代表取締役
  - 柴山 栄一 株式会社やぶの花 代表取締役
  
  - 務台 俊介 内閣府大臣政務官
  
  - 竹中 平蔵 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員
  - 八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員
  - 秋山 咲恵 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
  - 原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
  - 八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員
  
  - 光多 長温 公益財団法人都市化研究公室 理事長
  
  - 佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長
  - 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### 4. 議題

- (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (2) その他

### 5. 配布資料

- 資料1 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料2 養父市提出資料
- 参考資料1 養父市国家戦略特別区域会議 出席者名簿
- 参考資料2 これまでの養父市特区の取組について

---

○藤原審議官 それでは、ただいまより第6回「養父市国家戦略特別区域会議」を開催させていただきます。

出席者につきましては、参考資料1のとおりでございます。

まず初めに山本担当大臣より御発言をお願いいたします。

○山本大臣 会議の開催に当たりまして、担当大臣として一言御挨拶申し上げます。

本日は、9月施行の改正特区法上の特例措置であります、「企業による農地取得」を活用した養父市の具体的事業を審議します。

御承知のとおり、本件はこれまで10年以上にわたり実現できなかつたいわゆる「岩盤規制」であります。国家戦略特区の仕組みにより、ようやく個々の事業が具体化しつつありますが、永年にわたりここまで本当に御苦労されてきた広瀬養父市長、事業者の皆様、そして民間有識者の御尽力に心から感謝申し上げます。

特に広瀬市長が出席された本年2月の特区諮問会議からわずか8カ月の間に改正法が施行し、本日の区域会議の運びとなりました。このスピード感こそが国家戦略特区の強みであります。

本日も事業の内容をよくお聞きし、合意が得られれば特区諮問会議での審議につなげていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○藤原審議官 山本大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、御退室をお願いします。

(プレス退室)

○藤原審議官 では、議題1の区域計画案につきまして審議をいただきたいと思っております。

資料1並びに参考資料2を御覧下さい。今回、養父市の区域計画に追加する事業は、御覧のとおり法人農地取得事業、すなわち、企業による農地取得の特例ですが、合計3件でございます。

本件、先ほど大臣からお話がありましたとおり、永年にわたりまして議論されては、そのたびごとに実現が困難とされてきたテーマだったわけですが、前通常国会で成立した改正特区法案で特例措置が認められまして、今回、早速その提案者であります養父市が全国で初めて本件を活用するというところでございます。

参考資料2に、これは3年以上前になってしまいますが、広瀬市長が最初に農業委員会に関する大胆な特区提案を特区ワーキンググループで行われました、平成25年8月以降の養父市の取り組みを経緯としてまとめてございます。

この農業生産法人の役員要件の緩和という法律上の初期のメニューがあったわけですが、これに加えまして、2でございますが、出資要件、事業要件などの議論が本格化してまいりましたのが平成27年、去年の年明け以降と認識しております。当時、石破大臣、林大臣での大臣間折衝なども踏まえまして、昨年3月、平成27年3月に出資・事業要件について、特区での検討を加える旨の諮問会議決定がなされました。

また、その年の9月には養父市が国の規制緩和を見越して、それに先立ちまして企業が農地取得をした場合、それを耕作放棄地や産廃置き場にしないための積立金を徴収するといった内容の、独自の農地保全条例も制定されました。

今年に入ってから2月に広瀬市長には特区諮問会議に御参加いただきまして、その後、3月2日に諮問会議とりまとめ、3月11日の改正特区法案の提出、5月27日の法案成立といったスピーディーな流れとなりました。9月1日には改正特区法及び関係政令が施行されまして、養父市に限って企業が農地を取得することを可能とするという制度が実現するに至ったわけでございます。

こうした中での今回の計画案でございますが、早速この規制改革メニューを使いまして、資料1の3つの企業、本日もお越しいただいておりますが、その3社が農地を取得して、リース方式と比べて長期的、安定的な経営基盤を確保できる制度のもと、大規模な投資など思い切った事業展開を行おうとするものでございます。

また、売り手側にも、耕作放棄してしまった土地を、自らはどうにもならないけれども、地域に根差した企業が本格的に再生してくれるなら、喜んで営農してもらいたいという切実な声、ニーズがあったとも聞いてございます。

具体的な内容を簡単に御紹介しますと、①の株式会社Amnakですが、酒米の作付面積の拡大を地域と調和しつつ、円滑、迅速に行うための耕作放棄地の本格的な取得・再生を行うということでございます。従来は出資制約のためにできなかった農業者以外からの増資によりまして、ライスセンターなど整備をし、生産から収穫、精米までの工程を一元的な自社管理で行い、高品質な酒米生産に取り組まれるということでございます。また、6次産業化ということで自社産の酒米を原料とした日本酒の国内での販売、また、輸出にまで取り組まれるということでございます。

②の兵庫ナカバヤシ株式会社です。ナカバヤシは昭和48年から養父市内に図書館等に置かれている蔵書の製本事業を日本の中ではシェアが8割と聞いておりますが、そういった製本の工場をお持ちでございます。その社員の方々のポテンシャルを生かしまして、ちょうど工場の少し時間がある時期と農作業時期が重なる、また、養父市の涼しい気候に合った「ニンニクの生産」をここで行うということでございます。具体的には土づくりなどの栽培技術の実証を、まさに地域と調和しつつ迅速に行うために耕作放棄地を取得・再生し、保存・乾燥施設等の整備、また、土壌改良を通じて地域の他の企業、農家とが一体となったニンニクの養父市ブランドの確立を目指すということでございます。

最後に③の株式会社やぶの花です。これまでも当地でリンドウなどの生産を行ってきたのですが、地域の期待に応じてスピーディーに事業を進めるために耕作放棄地の再生、また、農家への栽培指導の強化、資本増強による集荷施設の整備などを行いまして、養父市におきますリンドウの産地化を目指す。そして養父市や地域の企業、農家等が一体となった中山間地初の本格的なリンドウ生産に取り組まれるということでございます。

以上、3社でございますが、当面、日本では唯一、養父市しかできない事業環境におい

て、それを活かした新たな形の担い手としまして、地域の発展と農業の成長産業化につなげていくということでございます。

以上、事務局からの説明でございますが、まず広瀬養父市長より御発言をお願いします。

○広瀬市長 養父市長の広瀬でございます。

法人農地取得事業ですが、大臣、内閣府の皆さん方、関係者の方々の御尽力により、やっと動き出したということで、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

資料2の1ページでございます。農産物の生産コストが高い中山間地域において6次産業化を進めるためには、経営ノウハウを有する企業の農業参入が不可欠であるということ。本事業により企業が長期的、安定的な農業経営をできる環境を整え、地域とともに将来にわたり営農を可能になるということでございます。3社につきましては、先ほど審議官から説明があったとおりでございます。

新たな農業の担い手の一員として、企業の位置づけが明確にできたということでありませう。担い手の多様化が図られる、このことによって後継者不足に悩む中山間地域農業の活性化が図られる。農業、農村の振興が図られるということでありませう。農業の産業化が行われるということでありませう。

ただ、これらを行うにはやはり資金が必要である。その資金をどこから調達するか。やはり私は民間企業の資金をどんどん導入すべきだろうと思います。それには民間企業が農業をやりやすい環境づくりをしっかりとやっていく必要がある。今回の制度改正の趣旨は、私はそういうところにあると思っています。農業が新しい産業としてよみがえる。儲かる農業を実現する。受け身から攻めの農業へ行く。そのことにより食の安定供給、自給率の向上等が図られる。そして経済の活性化が行われ、成長の一翼を担うということであろうと思います。

2ページ、この中で法人農地取得事業、養父市の課題解決へということでありませう。耕作放棄地、休耕田の再生につながるということでありませう。今回、3事業者が取得予定をしております農地の大半は、従前が耕作放棄地や休耕田である。お荷物になろうとしている中山間地域の農地が生産性のある農地、すなわち価値あるものに生まれ変わるということでありませう。それから、農地の流動化の促進ということで、農業できない農地所有者（売り手）と農業の担い手（買い手）のいわゆる企業とのマッチングが行われることによる多様な担い手の確保により、農地・農業・農村を守ることができるということでありませう。

地方創生への期待ということで、企業が農業経営を行う上で地域と一体となって営農することが安定した経営基盤の構築につながる。本事業の活用により、これまで以上に地域と一体で企業ノウハウを生かした中山間農業へ発展することに期待ということでございます。

農地を所有するということは、農業を行う上で全面的機能を所有すること。すなわち農業を行う上でオールマイティーな権限を持つということでありませう。企業が主体的に農業に参入できる。また、そのことにより地域の農業者の一員として地域から企業が認知され

る。これはコミュニティーの一員になるということでもあります。農業が就業の場になる。そして、儲かる産業となるということでもあります。このことで農業への若者の就労、雇用の場となる。これは地方創生にそのままつながるということでもあります。

いまだ農地所有のリスクを述べる方がおられるわけですが、私は農地所有といえますか、リース方式を否定するものではないということでもあります。ただ、農業を行う上での選択肢を増やす、可能性を増やすことにつながるということでもあります。このことはなんと私から見ると夢のある希望の持てる話である。我々は実績をこれからしっかりと積むことにより、この制度をもっともっと拡充していきたいと考えております。

養父市の提案は以上でございます。

○藤原審議官 広瀬市長、ありがとうございました。

続きまして、民間事業者の方々から御発言をお願いします。まず株式会社Amnak代表取締役の藤田様、お願いします。

○藤田代表取締役 藤田と申します。よろしくをお願いします。

私たちは養父市の能座という地区で取り組んでおりまして、昨年から取り組みまして、今年度8ヘクタールの休耕地を耕作しました。その中で、能座の中での休耕田を全て再生することができまして、これは地区の皆さんの本当に大きな喜びでして、私たちの喜びでもあります。

酒米だけをつくってございまして、そのほとんどを但馬地域の酒蔵さんに納めさせていただくということと、もう1つ、我々でつくった酒米で但馬地区の酒蔵さんで我々のブランドの日本酒をつくっていただく。提携してつくっていただくということで、これを国内販売はもちろん、輸出にもやろうということで今、鋭意にあちらこちらの国とどういう形で輸出ができるかということに取り組んでおります。

今後の計画ですけれども、先ほど紹介していただきました、小さな規模ではありますがけれども、ライスセンターをつくって、我々の収益ということもあるのですが、地域の皆さんの労力の軽減にも寄与したいと思っております。何とか我々の収支にもプラスになるようなことでやっていきたいと思っております。いわば持続可能な企業として、地元で居つこうとする態度表明ということも含めましてやっていきたいと思っておりますのと、今回は0.6ヘクタールの取得をいたしますけれども、引き続き長期的な安定という観点から農地の取得を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○藤原審議官 藤田様、ありがとうございました。

続きまして、株式会社やぶの花代表取締役でいらっしゃいます柴山様、お願いします。資料は、資料2の4ページでございます。よろしくをお願いします。

○柴山代表取締役 ただいま御紹介預かりました、株式会社やぶの花の柴山と申します。本日はどうもお呼びいただきまして、ありがとうございます。

我々はいわゆるリンドウと小菊というものをただいま生産してございまして、地域内にお

けるリンドウという品目の産地化を目指しております。その中で特に養父市においてのリンドウのオリジナル品種の育成等も視野に入れまして、いわゆる出口の見える農業というものを目指して、我々は特区の制度を利用して現在、生産をさせていただいております。

この経緯としまして、全国的に花卉農家だけに限らず、さまざまな農家の後継者不足等によりまして、特に兵庫県は近郊産地が非常に減少しておりまして、我々、花市場の母体があるのですけれども、花市場という会社を本来は地域の農産物の流通の拠点ということをやっているのですが、現在の花市場の現状としましては、地域の農産物の流通というよりも、全国の花の流通だけを担っているというような現状がありますので、そういったところに非常に危機感を覚えていたのと、兵庫県内の近郊にリンドウというすばらしい品目、これから需要の伸ばせるような品目が計算できる環境が養父市が非常に適しているということのマッチングが非常に魅力的でありまして、リンドウの生産を主にやっていきたいと思っております。

いわゆる養父市の場合は冬場の特に雪害だとか温度の問題がありますので、現在は露地の栽培だけ行っているのですけれども、これからは施設園芸の設備を整えていきたいということで、投資なんかも考えておるのですが、企業としましてそういった投資案件に関しては借地で行うよりも、農地を取得して大々的に企業参入等を図って行って、リンドウの大きな、農業の栽培面積自体は小さな面積でやっていけるのですけれども、そういった企業の参入をどんどん増やして行って、産地の団地化のようなものを図っていききたいと思っておりますので、ぜひ農地の取得をきっかけに、養父市でリンドウの産地化を図っていききたいと思っております。

我々はそれ以外に各栽培農家等の手本になりますように、リンドウの栽培技術の伝授だとか、花卉栽培のお手本となるように頑張っていきたいと思っておりますので、これからも御支援よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○藤原審議官 ありがとうございます。

続きまして、ナカバヤシ株式会社代表取締役でいらっしゃいます辻村様、お願ひいたします。

○辻村代表取締役 ただいま御紹介いただきました、ナカバヤシ株式会社の辻村でございます。

フェルアルバムで御存じいただいているかも知れませんが、アルバムですとかノートですとか事務用品等々の文房具のメーカーでございます。と申しましても、もともとの社業は大学の図書館さんから御注文をいただいた、こういった雑誌を合冊製本いたしまして、こういった本にして、配架されるというものが祖業でございます。この事業を43年間にわたり養父市で展開してまいりました。それから、公文書の修復なんかも養父でやらせていただきました。残念ながらデジタル化、e-ジャーナル等々の関係で、本職が年々減少傾向にございます。

そんな中で従業員の雇用も守りたいしということで、新しい事業を模索しておりましたところ、ヤンマーさんとの出会いがございまして、ニンニクの生産を始めないかという御提案をいただきました。

非常にマッチしたのは、私どもは夏休み、それから、1～3月が非常に忙しい。ですけれども、それ以外のときというのは手薄になります。その時期に種付けをする。それから、忙しい年度末を越した後に収穫をする、加工するというところでございますので、これは私としてもスケールのにはばっちりな事業だなと思ひまして、参入を決めさせていただきました。去年、トライアルで0.7ヘクタール、種をつけまして、今年の春、おおむね順調に収穫ができました。そういったこともございまして、この先、今年は4ヘクタール、7ヘクタール、10ヘクタールということで、ニンニクの生産を増やしてまいりたいと思ひています。

広瀬市長からも御支援をいただきまして、私としましたら強い気持ちでこの農業を進めるために農地を取得したい。こういった気持ちでございます。

そうしましたら、耕作放棄地を実際に種付けした動画がございまして、少しお時間をいただいて再生します。

(動画開始)

○辻村代表取締役 14年間、放置されていた左側が耕作放棄地でございます。

課題といたしましては、保存したり乾燥したりという設備が必要になってございます。これは、これから検討してまいりたいですし、地域の皆さんに御利用いただけるようなことも考えてまいりたいと思ひています。

ちょうど今週月曜日です。畝立てをして、シートをかけて種付けをするという工程を映像で見ていただくことになるのですが、これは肥料を散布しているところでございます。これはシートかけをしまして、シートをかけた上に種付けする部分だけ穴をあけてニンニクの種を種付けしているという映像でございまして、私も先週の土曜日に半日、実際にやってみりました。

以上、どうもありがとうございました。

最後に、長年お世話になっている養父市のために、微力ではございますが、お役に立てるように努力してまいりたいと思ひます。どうかよろしく願いいたします。

○藤原審議官 ありがとうございます。

続きまして、民間有識者の方々から御意見を頂戴したいと思います。

竹中議員、お願いします。

○竹中議員 今日はありがとうございます。広瀬市長、藤田さん、辻村さん、柴山さん、大変勇気づけられる話をいただきまして感謝を申し上げます。

冒頭、山本大臣がまさに御指摘になられたように、企業の農地所有がこういう形で実現したというのは、私にとっても大変感慨深いものがございます。ここでぜひ成功事例をつくっていただきたいということだけ申し述べたいと思ひます。

これは単に休耕地を農地にする、そういうリアクティブな改革に加えて、今スマートアグリという言葉がありますけれども、そこにIT投資を行って今の新しい技術を導入して、企業だからこそできる投資を行って、それで新しい農業をつくっていく。将来的にはそれが輸出につながるという成功事例をぜひつくっていただきたい。これを引き続き皆さんに担っていただきたいということを申し上げて、ぜひ頑張ってくださいということを申し上げたいと思います。

○藤原審議官 ありがとうございます。

八田議員、お願いします。

○八田議員 今、竹中先生がおっしゃったとおり、養父市で行われている株式会社による農地保有は日本の農業改革における重要な一里塚だと思います。今回は、いよいよ実際に農地保有をされる株式会社の固有名詞が開示されましたので、株式会社による農地所有が具体的に可能であることが全国で実感されます。それによって、新たな企業がさらに参画してこられるようになると思います。

ワーキンググループというのは、いろいろと提案された方に御質問をすところなのですけれども、私はそのくせで柴山さんに伺いたいと思います。今までは土地を借りて経営していらしたわけですね。その借りておられた土地を今度所有することになったのですか。それとも付加的に新しい土地を購入されることになったのでしょうか。

○柴山代表取締役 両方しようと思っています。今まで使っていた土地と、新しく取得するという両方を選択しています。

○八田議員 今まで借りておられた土地を、オーナーとしては買ってくださるなら喜んで売りましょうという状況がもともとあったわけですか。

○柴山代表取締役 そうですね。

○八田議員 どうもありがとうございます。

それから1つだけコメントをさせていただくと、農業経営で成功された企業には、農作業の時期的集中を克服することによる場合が多く見受けられます。日本列島を収穫期が南から北に移るにつれて労働者を移動させることをきちんと組織化したとか、山のふもとから上に収穫期が移るにつれて労働者を移動させて働けるようにしたイノベティブな経営例があります。ナカバヤシさんの場合には異業種間でそれを実現されたというわけで、これもすばらしい例だなと思いました。どうもありがとうございました。

○藤原審議官 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループの委員の方々、どなたからでも。秋山委員、お願いします。

○秋山委員 私はワーキンググループのほうで平成25年の広瀬市長の最初のプレゼンテーションをお伺いして、ようやくここまで来たということで大変私自身も感慨深く思っております。ただ、その間、養父市並びに広瀬市長はパイオニアとしての御苦勞を大変に背負われて、ここまで来られたということも見ておりますので、今回、大変に事業者の皆さん

に対しても期待をしておりますが、現時点ではまだ養父市に限ってというものでございますし、これを成功事例にするために、国家戦略特区を規制緩和の実験場として使っていたいて、先ほど市長のお話の中に制度の拡充という表現が出てまいりましたけれども、もっと多くの方に、特に民間の方に使っていただけるようにするために改善しなければならない部分がきっと出てくると思うのです。そういったものをぜひフィードバックいただいて、よりよいものにしていくことも含めて、ぜひ皆さんに期待をしたいと思っておりますので、楽しみにしております。

○藤原審議官 ありがとうございます。

八代委員、お願いします。

○八代委員 先ほども話がありましたけれども、私も構造改革特区で株式会社がリース方式で農業に参入するということに参画しましたが、それからリースではなく農地を取得するまで10年近くかかったわけです。これを機会にどんどん株式会社が農業に参入して成果をあげるよい事例をつくっていただければと思います。

それから、特に大事なのは地域における雇用の拡大ということです。株式会社をつくるということの大きな意味は、生産性の向上だけでなく、若者がサラリーマンとして農業に参画できるということで、これが男女にかかわらず雇用を地方でつくるというときの鍵になると思います。今後、何人ぐらいの雇用拡大に結びつけるのかデータがあればお知らせしたいと存じます。養父市長におかれましては、いろいろな企業の数を合わせて、これだけ雇用効果があるんだということをお示しいただければありがたいと思います。

○藤原審議官 効果の定量化もフォローしていきたいと思えます。

原委員はよろしいですか。

本日は養父市のプロモーター、推進役といたしまして、かねてより御尽力いただいております光多様にもおいでいただいております。よろしく申し上げます。

○光多理事長 光多でございます。

企業が農地を取得して農業を行うということは、地域に根付くという意味であります。本スキームは中山間地域におきまして企業が農地取得を行うことに際して、地域の現場から見出された非常に考え抜かれたモデルスキームだと考えます。

3点あると思えます。第1点ですが、企業がいきなり農地を取得するのではなくて、農地を一定期間リースして農業活動を行う、いわば助走期間を経ることによって環境が整備されていったということが第1点だと思えます。

第2点ですが、企業は当面、地域における農業活動を行う際のコアスペースについてのみ農地を取得して、その他のスペースについてはリースで弾力性を持たせている。これが第2点だと思えます。

第3点ですが、市が一旦、農地を取得して、市を経由して企業に売ることによりまして、企業が農地を目的以外の用途に使った場合に対しての対抗要件を措置している。これが第3点だと思えます。

このモデルスキームが実現できた背景には、農地の権利移転事務を農業委員会から市に移管して、企業が地域に入る段階から企業と人が信頼関係を築いてきたということが背景にあると思います。この議論が始まってから非常に短期間でこれだけの実績を上げられました広瀬養父市長と企業の皆様に敬意を表したいと思います。

以上でございます。

○藤原審議官 ありがとうございます。

務台政務官、いかがでしょうか。

○務台政務官 すばらしい取り組みだと思います。私の地元も中山間地がいっぱいあるのですけれども、このパンフレットにあることができたらすばらしいと思います。

1つ、養父市の耕作放棄地がこれによってどのぐらい耕作地に変わるのか。そういう用途はお持ちなのか伺いたと思います。

○広瀬市長 特区の事業計画を提案させていただいたときには、向こう5年間で80ヘクタールを再生するという計画をしておりました。また、新たな雇用についての先ほど八代先生のお話ですが、100名の新たな雇用を創出するという考えでございます。実際はもう少しスピーディーに進むのではないかと、量も増えてくるのではないかと考えています。

○藤原審議官 ありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日御審議いただきました、ただいまの区域計画案でございますが、本日の区域会議で決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原審議官 ありがとうございます。それでは、本計画案につきましては、次回の特  
区諮問会議に諮った上で、速やかに認定申請の手続に入らせていただきます。あわせて、事業者の追加申出手続きについても並行して実施してまいります。

最後に、山本大臣より一言お願いいたします。

○山本大臣 今日はどうもありがとうございました。

先日、出雲市に行ったときに、農業法人だったのだけれども、株式会社に転換して大規模にやっているという農家に会ったのですが、そのときにJAは反対しなかったのですかと言ったら、株式会社化するのにほとんどの労力はJAが大変協力してくれたという話を聞いてまして、すごいなど。

何で株式会社にしたかという、社会保険の話なんかも含めて、若い人を採用するためには株式会社でないとだめだと言うのです。みんな20代の、若い人が5人ぐらい採用されて、大きなトラクターを運転するのが楽しみでしようがないと言って、頑張っているわけでありまして。地元でも、私は株式会社にしたらいいのではないかと、皆さん方も会社員になったほうが楽でしょう、税金の心配もないし、土日は休めるし、給料ももらえる、という、個別に言うとうそだよと言うのです。なかなか実践になるとうまいかなかったのですが、そういう意味ではまさに今回の規制改革が突破口になると思います。養父

市の広瀬市長をはじめ、事業者の皆さま方に心から感謝を申し上げたいと思いますし、これをぜひ成功させて広げていくことが重要であると思っております。今日の決定した内容は、速やかに特区諮問会議の審議を進めます。これからも岩盤規制改革の先頭に立って全国をリードしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○藤原審議官 ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間になりましたので、本日の養父市の区域会議を終了させていただきます。次回の日程につきましては後日、連絡を申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。